

屋台関係法令等（参考条文）

【道路使用許可関係】

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）

（道路の使用の許可）

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に掲げる行為について当該行為に係る場所を管轄する警察署長（以下この節において「所轄警察署長」という。）の許可（当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長の許可。以下この節において同じ。）を受けなければならない。

三 場所を移動しないで、道路に露店、屋台店その他これらに類する店を出そうとする者

2 前項の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当するときは、所轄警察署長は、許可をしなければならない。

一 当該申請に係る行為が現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき。

二 当該申請に係る行為が許可に付された条件に従つて行なわれることにより交通の妨害となるおそれなくなると認められるとき。

三 当該申請に係る行為が現に交通の妨害となるおそれはあるが公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであると認められるとき。

3 第一項の規定による許可をする場合において、必要があると認めるときは、所轄警察署長は、当該許可に係る行為が前項第一号に該当する場合を除き、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付することができる。

4 所轄警察署長は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じたときは、前項の規定により付した条件を変更し、又は新たに条件を付することができる。

5 所轄警察署長は、第一項の規定による許可を受けた者が前二項の規定による条件に違反したとき、又は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じたときは、その許可を取り消し、又はその許可の効力を停止することができる。

6 所轄警察署長は、第三項又は第四項の規定による条件に違反した者について前項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、あらかじめ、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をしようとする理由を通知して、当該事案について弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。ただし、交通の危険を防止するため緊急やむを得ないときは、この限りでない。

7 第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可の期間が満了したとき、又は第五項の規定により当該許可が取り消されたときは、すみやかに当該工作物の除去その他道路を原状に回復する措置を講じなければならない。

第一百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一～十二の三 〔略〕

十二の四 第七十六条（禁止行為）第三項又は第七十七条（道路の使用の許可）第一項の規定に違反した者

十三 第七十七条（道路の使用の許可）第三項の規定により警察署長が付し、又は同条第四項の規

定により警察署長が変更し、若しくは付した条件に違反した者

十四・十五　〔略〕

2　〔略〕

道路使用許可条件（道路交通法第77条第3項関係）

- 1　営業時間（設営・撤去を含む。）は、午後6時00分から午前4時00分までの間とすること。
- 2　許可を受けた範囲外に、椅子、テーブル、冷蔵庫、ガス、ボンベ、ビールケース、材料、その他の物品を置かないこと。
- 3　火災等の緊急事態、又は著しい交通渋滞が発生した場合に、直ちに移動できるよう、屋台を道路に固定しないこと。
- 4　屋台の看板類には、ネオンサイン、又は点滅式灯火等を使用しないこと。

道路使用指導事項（福岡県警における指導の考え方）

- 1　他人に名義を貸さないこと。
- 2　材料運搬車両等を道路に放置しないこと。
- 3　道路をき損又は汚損しないこと。
- 4　営業中は、許可証を携帯すること。

【道路占用許可関係】

道路法（昭和27年法律第180号）

（道路の占用の許可）

第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

六 露店、商品置場その他これらに類する施設

2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

- 一 道路の占用（道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。）の目的
- 二 道路の占用の期間
- 三 道路の占用の場所
- 四 工作物、物件又は施設の構造
- 五 工事实施の方法
- 六 工事の時期
- 七 道路の復旧方法

3～5 〔略〕

（道路の占用の許可基準）

第三十三条 道路管理者は、道路の占用が前条第一項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第二項第二号から第七号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

2 〔略〕

（道路管理者等の監督処分）

第七十一条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可若しくは承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路（連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。）に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者
- 三 詐偽その他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認を受けた者

2～7 〔略〕

(許可等の条件)

第八十七条 国土交通大臣及び道路管理者は、この法律の規定によつてする許可、認可又は承認には、第三十四条又は第四十七条の二第一項の規定による場合のほか、道路の構造を保全し、交通の危険を防止し、その他円滑な交通を確保するために必要な条件を附することができる。

2 前項の規定による条件は、当該許可、認可又は承認を受けた者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

第一百条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三十二条第一項又は第九十一条第二項において準用する第三十二条第一項の規定に違反して道路又は道路予定区域を占用した者

二～四 [略]

道路法施行令（昭和27年政令第479号）

(占用の期間に関する基準)

第九条 法第三十二条第二項第二号に掲げる事項についての法第三十三条第一項の政令で定める基準は、 占用の期間又は占用の期間が終了した場合においてこれを更新しようとする場合の期間が、次の各号に掲げる工作物、物件又は施設の区分に応じ、当該各号に定める期間であることとする。

一 次に掲げる工作物、物件又は施設 十年以内

イ～チ [略]

二 その他の法第三十二条第一項各号に掲げる工作物、物件又は施設 五年以内

(一般工作物等の占用の場所に関する基準)

第十条 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての同条第一項各号に掲げる工作物、物件又は施設（電柱、電線、公衆電話所、水管、下水道管、ガス管、石油管、第七条第四号に掲げる仮設建築物、同条第五号に掲げる施設、同条第八号に掲げる応急仮設建築物及び同条第九号に掲げる器具を除く。以下この条において「一般工作物等」という。）に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 一般工作物等（鉄道の軌道敷を除く。以下この号において同じ。）を地上（トンネルの上又は高架の道路の路面下の道路がない区域の地上を除く。次条第一項第二号、第十一条の二第一項第一号、第十一条の三第一項第一号、第十一条の六第一項及び第十一条の七第一項において同じ。）に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所（特定連結路附属地の地上に設ける場合にあつては、口及びハのいずれにも適合する場所）であること。

イ 一般工作物等の道路の区域内の地面に接する部分は、次のいずれかに該当する位置にあること。

(1) 法面

(2) 側溝上の部分

(3) 路端に近接する部分

(4) 歩道（自転車歩行者道を含む。第十一条の八第一項第二号を除き、以下この章において同じ。）内の車道（自転車道を含む。第十一条の八第一項第一号及び第十一条の九第一項第一号を除き、以下この章において同じ。）に近接する部分

(5) 一般工作物等の種類又は道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼ

すおそれのない場合にあつては、分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分
ロ 一般工作物等の道路の上空に設けられる部分（法敷、側溝、路端に近接する部分、歩道内の
車道に近接する部分又は分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分の上空にある部
分を除く。）がある場合においては、その最下部と路面との距離が四・五メートル（歩道上にあ
つては、二・五メートル）以上であること。

ハ 一般工作物等の種類又は道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすお
それのない場合を除き、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分以外の道路の部分であるこ
と。

ニ 一般工作物等を地下に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であること。

イ～ハ 〔略〕

三 一般工作物等をトンネルの上に設ける場合においては、トンネルの構造の保全又はトンネルの
換気若しくは採光に支障のない場所であること。

四 一般工作物等を高架の道路の路面下に設ける場合においては、高架の道路の構造の保全に支障
のない場所であること。

五 一般工作物等を特定連絡路附属地に設ける場合においては、連絡路及び連絡路により連結され
る道路の見通しに支障を及ぼさない場所であること。

（構造に関する基準）

第十二条 法第三十二条第二項第四号に掲げる事項についての法第三十三条第一項の政令で定める基
準は、次のとおりとする。

一 地上に設ける場合においては、次のいずれにも適合する構造であること。

イ 倒壊、落下、はく離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支
障を及ぼすことがないと認められるものであること。

ロ 電柱の脚釘は、路面から一・八メートル以上の高さに、道路の方向と平行して設けるもので
あること。

ハ 特定仮設店舗等にあつては、必要最小限度の規模であり、かつ、道路の交通に及ぼす支障を
できる限り少なくするものであること。

ニ 地下に設ける場合においては、次のいずれにも適合する構造であること。

イ～ハ 〔略〕

三 橋又は高架の道路に取り付ける場合においては、当該橋又は高架の道路の強度に影響を与えな
い構造であること。

四 特定連絡路附属地に設ける場合においては、次のいずれにも適合する構造であること。

イ 連絡路及び連絡路により連結される道路の見通しに支障を及ぼさないものであること。

ロ 当該工作物、物件又は施設の規模及び用途その他の状況に応じ、当該工作物、物件又は施設
と連絡する道路の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼさないように、必要な規模の駐車場及び適
切な構造の通路その他の施設を設けるものであること。

福岡市屋台指導要綱（平成12年告示第119号）

（占用許可）

第5条 道路において屋台営業を行う屋台営業者は、道路法の規定に従い占用許可を受けなければ
ならない。

- 2 占用許可の申請は、次の各号に掲げる書類を提出して行わなければならない。
 - (1) 福岡市道路占用規則（昭和31年福岡市規則第31号。以下「道路占用規則」という。）第2条第1項及び第3項に規定する道路占用許可申請書及び添付書類
 - (2) 関係法令等及び占用許可の条件を遵守する旨の誓約書
 - (3) 第35条第2項の規定により交付を受けた講習会受講証の写し
 - (4) 占用予定場所の背後地の所有者の承諾書（背後地を屋台の設置場所として利用する場合、屋台を移転する場合等で市長が必要と認めるときに限る。）
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 3 市長は、次に掲げる要件を満たしていると認める場合に限り、占用許可を与えるものとする。
 - (1) 道路の占用が別表第2に掲げる占用許可の基準に適合し、歩行者等の通行及び道路の見通し並びに道路構造の保全上支障がないこと。
 - (2) 屋台営業者が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員
 - イ 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

（占用許可の条件）

第6条 市長は、屋台営業者に対して占用許可を与えるときは、遵守事項のうち必要なもの及び道路の管理上必要な事項を条件として付すものとする。

（権利義務の承継）

第11条 屋台営業者の占用許可に係る権利義務は、承継できないものとする。ただし、占用許可を受けた屋台営業者が死亡し、又は長期療養その他やむを得ない事由により屋台営業を継続することが困難である場合において、屋台営業による収入により主たる生計を立てている者（原則として当該屋台営業者の配偶者又は直系血族の子である相続人に限る。）が自ら屋台営業を行うときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定により屋台営業者の占用許可に係る権利義務を承継しようとする者は、市長に申請してその許可を受けなければならない。
- 3 前項の許可の申請は、次の各号に掲げる書類を提出して行わなければならない。
 - (1) 第5条第2項各号に掲げる書類
 - (2) 承継の事由及び第1項ただし書の規定に該当する者であることを証する書類
- 4 市長は、第2項の許可をするときは、あらかじめ当該屋台に係る使用許可をした警察署長と協議を行うものとする。
- 5 屋台営業者の占用許可に係る権利義務を承継した者（以下「承継人」という。）の占用許可の期間は、当該屋台営業者が受けていた占用許可の期間の残期間とする。
- 6 前条の規定は、承継人について準用する。この場合において、同条中「占用許可を受けた屋台営業者」とあるのは、「承継人」と読み替えるものとする。

別表第2 占用許可の基準

1 占用許可の対象者

この要綱の施行の際現に営業許可及び使用許可を受けて道路において屋台営業を行っている者であること。

2 占用許可の場所

歩道と車道が区分された道路の歩道上で、次の各号のいずれにも適合する場所であること。

- (1) 原則として、住居系用途地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条第1号から第7号までに規定する地域をいう。）でなく、かつ、背後地が住居でないこと。
- (2) 屋台設置後の歩道の有効幅員が2メートル以上確保されること。
- (3) 視覚障害者用ブロックが設置されている歩道にあっては、当該ブロックから0.6メートル以上離れていること。

道路占用許可条件（道路法第 87 条、屋台指導要綱第 6 条関係）

- ① 占用時間 午後 6 時から翌日午前 4 時まで
- ② 屋台の外観を清潔に保たなければならない
- ③ 屋台及び器材で歩行者等の通行及び視覚障害者用のブロックの使用を妨げない
- ④ 道路に食材、機材、車両等を放置し、屋台外で飲食物の調理や提供をしてはならない
- ⑤ 占用場所及びその周辺は、常に洗浄を行い、道路及び背後地を汚損してはならない
- ⑥ 屋台営業終了後、屋台及び機材等を道路に放置してはならない
- ⑦ 屋台営業により生じたごみ、廃油等を道路に廃棄してはならない
- ⑧ 屋台は占用時間外は道路に放置することなく、道路外の適正な場所に保管しなければならない
- ⑨ 公共用以外の広告物である特定の商品、事業者を宣伝する目的で作成されている立看板、チラシ等を表示してはならない
- ⑩ 道路占用料は期限内に納入すること
- ⑪ 道路占用許可書を屋台内の見やすい場所に掲示しなければならない
- ⑫ 道路管理者が道路に関する工事のために行う監督処分に従うこと
- ⑬ 屋台の道路占用によって生じる損害賠償、苦情処理の措置を講じること
- ⑭ 占用に関する権利を他人（親族を含む）に譲渡し、転貸し、又は担保にしてはならない
- ⑮ 設置について、原則として隣接者等の同意が得られていること
- ⑯ 道路法等関係法令を遵守すること

【公園内行為許可関係】

福岡市公園条例（昭和33年条例第18号）

（行為の制限）

第4条 公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

（1）行商、募金その他これらに類する行為をすること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、場所又は公園施設、期間、行為の内容その他規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項又は前項の許可を与えることができる。ただし、次の各号の一に該当する者には第1項又は前項の許可をすることができない。

（1）他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品又は動物の類を携行する者

（2）公益を害するおそれがあると認める者

（3）前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると認める者

5 市長は、第1項又は第3項の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を附することができる。

6 公園をその用途以外に使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

7 第2項、第4項及び第5項の規定は、前項の許可について準用する。

第22条 市長は、次の各号の一に該当する者に対しては、この条例の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。

（1）この条例又はこの条例の規定に基く処分に違反している者

（2）この条例の規定による許可に附した条件に違反している者

（3）偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 〔略〕

第25条 次の各号の一に該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。

（1）第4条第1項又は第3項の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者

（2）第4条第6項の規定に違反して公園をその用途以外に使用した者

（3）第5条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者

（4）第22条第1項又は第2項の規定による市長の命令に違反した者

福岡市屋台指導要綱（平成12年告示第119号）

（行為許可）

第21条 公園において屋台営業を行う屋台営業者は、福岡市公園条例の規定に従い行為許可を受けなければならない。

2 行為許可の申請は、次の各号に掲げる書類を提出して行わなければならない。

（1）福岡市公園条例施行規則（昭和33年福岡市規則第21号）第3条に規定する申請書

- (2) 関係法令等及び行為許可の条件を遵守する旨の誓約書
 - (3) 第35条第2項の規定により交付を受けた講習会受講証の写し
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 3 市長は、次に掲げる要件を満たしていると認める場合に限り、行為許可を与えるものとする。
- (1) 公園における屋台営業が別表第3に掲げる行為許可の基準に適合し、公衆の公園の利用及び公園の保全上支障がないこと。
 - (2) 屋台営業者が第5条第3項第2号ア及びイのいずれにも該当しないこと。

(行為許可の条件)

第22条 市長は、屋台営業者に対して行為許可を与えるときは、遵守事項のうち必要なもの及び公園の管理上必要な事項を条件として付すものとする。

(届出事項等)

第25条 第10条から第12条まで(第11条第5項を除く。)の規定は、行為許可を受けた屋台営業者について準用する。この場合において、これらの規定中「占用許可」とあるのは「行為許可」と、第11条第3項第1号中「第5条第2項各号」とあるのは「第21条第2項各号」とそれぞれ読み替えるものとする。

別表第3 行為許可の基準

1 行為許可の対象者

次の各号のいずれかに該当する者であること。

- (1) この要綱の施行の際現に行為許可を受けて公園において屋台営業を行っている者であること。
- (2) 別表第2 1 占用許可の対象者に掲げる基準に該当する者で、本市が施行する公共事業その他市長が認める事由により、道路において屋台営業を継続することが困難となった者であること。

2 行為許可の場所

市長が行為許可の対象者ごとに指定する公園及び場所で、次の各号のいずれにも適合する場所であること。

- (1) 公衆の公園の利用に支障とならないこと。
- (2) 公園以外に屋台営業を行う適当な場所がないこと。
- (3) 公園の周辺の居住者等の迷惑とならないこと。
- (4) 公園の種別、位置、面積及び利用状況からみて適当と認められるものであること。

3 行為許可の対象行為

次の各号のいずれにも適合する行為であること。

- (1) 必要やむを得ない事由に基づく屋台営業であること。
- (2) 公園という公共施設で行われる行為として許容できるものであること。
- (3) はり紙、はり札その他の広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置しないこと。
- (4) 過去において公園管理上の指示に従わなかった等、市長の指示に従わないおそれがあると認められないこと。
- (5) その他公園の管理上支障とならないこと。

公園内行為許可条件（福岡市公園条例第4条第3項関係）

- ① 公園内の樹木、その他諸施設を損傷しないこと。
- ② 損傷したときは、申請者の負担で現状に復旧すること。
- ③ 公園内の美観を損なわぬよう、利用後においては清掃・整頓に留意すること。
- ④ その他別紙（※誓約書）許可条件を厳守すること。

※ 誓約書に記載された許可条件

- 1 公園を使用する時間は、公園内への屋台の設置・設営から撤去までを含み、午後4時から翌日の午前5時までとします。
- 2 屋台の規格は届出どおりで、屋台営業区域（公園の園路の縦断方向に3.0m以内、横断方向に2.5m以内）を厳守し、区域外に物を置いたり調理及び飲食物の提供は一切行いません。
- 3 公園の美観を損なわないよう整理整頓を行います。
- 4 公園内の使用にあたっては、公園の清掃美化のため、使用場所及びその周辺は常時洗浄等を行い、毎月2回以上全員による使用区域全体の清掃作業を実施します。
また、公園施設を汚損しません。公園施設を損傷した場合は、自らの責任により原状に復旧します。
- 5 閉店後屋台は撤去し、一切物を放置しません。
- 6 ゴミは閉店の際、搬出するとともに、廃油等を公園内に廃棄しません。
- 7 公園使用料は期限内に納入いたします。
- 8 既納の公園使用量については還付請求いたしません。
- 9 公園区域内での営業は一代限りとし、転貸、譲渡又は担保に供することはいたしません。
- 10 都市公園法等関係法令及び「福岡市屋台指導要綱」を遵守し営業を行います。
- 11 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。また、その確認のため、使用許可の申請に当たり提出した書類を警察本部への照会確認に使用することを承諾します。
- 12 その他公園管理者の指示に従います。

【指導事項関係（道路占用許可、公園内行為許可共通事項）】

福岡市屋台指導要綱（平成12年告示第119号）

別表第1 屋台営業者に遵守を求める事項

第1 屋台の規格等

1 屋台の規格

屋台の規格は、客席、調理場及び器材置場並びに囲いを含めて、縦（歩道にあっては縦断方向）3.0メートル以内、横（歩道にあっては横断方向）2.5メートル以内とすること。

2 屋台の構造

屋台の構造は、容易に移動することができるものとする。

3 屋台の設備等

(1) 上下水道の設備の整備に努めること。

(2) 電気及び上下水道の設備を適正に維持管理し、その使用に当たっては、歩行者等の安全な通行を妨げないこと。

(3) 屋台の利用者等が利用するトイレの確保に自ら努めるとともに、屋台周辺における公衆トイレの整備に協力すること。

4 屋台の外観

屋台の外観は、清潔に保つこと。

第2 屋台営業時

1 屋台営業

(1) 屋台営業は、屋台営業者が自ら行うこと。

(2) 屋台営業に当たっては、安全な歩行者空間の確保及び適正な公園利用に配慮すること。

2 屋台営業の時間

屋台営業の時間は、原則として、屋台の設置及び撤去の時間を含めて、午後6時から翌日の午前4時までとすること。

3 料金の明示

(1) 飲食料金を利用者の見やすい場所に明示すること。

(2) 当日の原材料の価格によって料金を変更する品目については当日の料金を、複数の料金体系がある品目についてはそれぞれの料金を明示すること。

4 食品の取扱い

(1) 市長が指定した種類の食品以外のものは提供しないこと。

(2) (1)の食品のうち市長が認めるもの以外は、提供する直前に十分に加熱して提供すること。

5 調理作業等

(1) 下処理、調理、盛り付け、食器洗浄等の作業は、屋台内で行うこと。

(2) 食肉類及び魚介類をさばくときは、これらを衛生的に処理することができる施設で行うものとし、屋台では行わないこと。

6 食品衛生上の遵守事項

食品衛生に関し市長が別に定める事項を遵守すること。

7 営業時の禁止行為

(1) 屋台及び器材等により歩行者等の通行や視覚障害者用ブロックの使用を妨げないこと。

- (2) 公共の場所に食材，器材，車両等を放置しないこと。

第3 屋台営業の終了後

1 屋台営業の終了後の措置等

- (1) 屋台の設置場所及びその周辺は清掃を行い，公共の場所及び背後地を汚損しないこと。
- (2) 屋台及び器材等を公共の場所に放置しないこと。

2 廃棄物等の処理

- (1) ごみ，廃油等を公共の場所に廃棄しないこと。
- (2) ごみ，廃油等は事業系ごみとして自らの責任で適正に処理し，家庭系ごみとして処理しないこと。
- (3) 汚水は油脂分を除却したうえで処理し，除却した油脂分及び天ぷら等の廃油は，専門業者に引取りを依頼する等により適正に処理すること。

3 屋台の保管

- 屋台は，公共の場所に放置することなく，適正な場所で保管すること。

【営業許可関係】

食品衛生法（昭和22年法律第233号）

第五十条 厚生労働大臣は、食品又は添加物の製造又は加工の過程において有毒な又は有害な物質が当該食品又は添加物に混入することを防止するための措置に関し必要な基準を定めることができる。

- ② 都道府県は、営業（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二条第五号に規定する食鳥処理の事業を除く。）の施設の内外の清潔保持、ねずみ、昆虫等の駆除その他公衆衛生上講ずべき措置に関し、条例で、必要な基準を定めることができる。
- ③ 営業者（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第六条第一項に規定する食鳥処理業者を除く。）は、前二項の基準が定められたときは、これを遵守しなければならない。

第五十一条 都道府県は、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二条第五号に規定する食鳥処理の事業を除く。）であつて、政令で定めるものの施設につき、条例で、業種別に、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。

第五十二条 前条に規定する営業を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

- ② 前項の場合において、都道府県知事は、その営業の施設が前条の規定による基準に合うと認めるときは、許可をしなければならない。ただし、同条に規定する営業を営もうとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

一～三 〔略〕

- ③ 都道府県知事は、第一項の許可に五年を下らない有効期間その他の必要な条件を付けることができる。

第五十五条 都道府県知事は、営業者が第六条、第九条、第十条、第十一条第二項若しくは第三項、第十六条、第十八条第二項、第十九条第二項、第二十条、第二十五条第一項、第二十六条第四項、第四十八条第一項若しくは第五十条第三項の規定に違反した場合、第七条第一項から第三項まで、第八条第一項若しくは第十七条第一項の規定による禁止に違反した場合、第五十二条第二項第一号若しくは第三号に該当するに至つた場合又は同条第三項の規定による条件に違反した場合においては、同条第一項の許可を取り消し、又は営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

② 〔略〕

第五十六条 都道府県知事は、営業者がその営業の施設につき第五十一条の規定による基準に違反した場合においては、その施設の整備改善を命じ、又は第五十二条第一項の許可を取り消し、若しくはその営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

第七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一～三 〔略〕

四 第五十一条（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による基準又は第五十二条第三項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による条件に違反した者

五 第五十六条（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による都道府県知事（第六十六条の規定により読み替えられる場合は、市長又は区長）の命令に従わない営業者（同項に規定する食品を供与する者を含む。）又は第五十六条（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分に違反して営業を行つた者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

（食品衛生に関する事務）

第七十四条の三十四 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する食品衛生に関する事務は、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）及び食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）の規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第五十一条の規定による条例の制定に関する事務を除く。）とする。この場合においては、同法及び同令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

2 前項の場合においては、指定都市は、必要があると認めるときは、条例で、食品衛生法第五十一条の規定により都道府県の定めた基準に指定都市の区域における公衆衛生上必要な制限を付加する基準を定めることができる。この場合において、当該指定都市が定めた条例は、同法の規定の適用については、同法第五十一条の規定により都道府県が定めた条例とみなす。

【措置基準（食品衛生法第50条第2項関係）】

福岡市食品衛生条例（平成12年条例第19号）

第3条 措置の基準は、別表、次条及び第5条に定めるとおりとする。ただし、営業の形態その他特別の事情により市長が衛生上支障がないと認める場合については、市長が別に定めることができる。

（食品衛生責任者）

第4条 営業者（法第48条第1項の規定により食品衛生管理者を置かなければならない営業者及び市長が衛生上支障がないと認める営業者を除く。以下この条において同じ。）は、営業の施設ごとに、食品衛生責任者を置かなければならない。ただし、営業者が自ら食品衛生責任者となる営業の施設については、この限りでない。

2 食品衛生責任者は、営業者の指示に従い、他の従事者に対して食品の取扱い等について指導を行い、営業の施設の衛生管理を行わなければならない。

3 食品衛生責任者は、食品衛生上の危害の発生を防止するため、営業の施設の衛生管理の方法及び食品衛生に関する事項について必要な注意を行うとともに営業者に対し意見を述べるよう努めなければならない。

- 4 営業者は、前項の規定により述べられた食品衛生責任者の意見を尊重しなければならない。
- 5 食品衛生責任者は、定期的に食品衛生に関する講習会（市が実施し、又は市長が指定するものに限る。）を受講し、常に食品衛生に関する新しい知見の習得に努めなければならない。
- 6 営業者は、食品衛生責任者の氏名を記載した書面を、営業の施設の見やすい場所に掲示しなければならない。

（衛生教育）

第5条 営業者又は食品衛生管理者若しくは食品衛生責任者（以下「営業者等」という。）は、食品の製造、加工、調理、販売等が衛生的に行われるよう、従事者に対し、食品等の衛生的な取扱方法、食品等の汚染防止の方法等食品衛生上必要な事項に関する衛生教育を実施しなければならない。

2 営業者等は、前項の規定により衛生教育を実施するに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 別表に定める公衆衛生上講ずべき措置を行う上で必要な手順に関すること。
- (2) 洗剤等の化学物質の安全な取扱いに関すること。
- (3) 衛生教育の効果について定期的な評価を行うとともに、その結果に基づいて必要に応じプログラムを修正すること。

別表

1 共通事項

区分	公衆衛生上講ずべき措置
1 一般事項	(1) 日常点検を含む衛生管理を計画的に実施すること。 (2) 施設、設備及び機械器具類の構造及び材質並びに取り扱う食品の特性を考慮し、当該施設、設備及び機械器具類の適切な清掃、洗浄及び消毒の方法を定め、必要に応じ手順書を作成すること。この場合においては、必要に応じ専門家の意見を聴くこととし、当該手順書には、清掃又は洗浄を行う場所、機械器具類、作業責任者、清掃又は洗浄の方法及び頻度、モニタリング方法等の必要な事項を記載すること。 (3) (2)の清掃、洗浄及び消毒の方法が適切かつ有効であることを、必要に応じ確認すること。 (4) 施設、設備、人的能力等に応じて食品を取り扱い、適切な受注管理を行うこと。
2 施設の衛生管理	(1) 施設及びその周辺を毎日清掃し、施設の稼動中は常に衛生上支障がないように維持すること。 (2) 製造場、加工場、処理場、調理場、保管場所、販売所等の食品を取り扱う場所（以下「作業場」と総称する。）に不必要な物品等を置かないこと。 (3) 壁、天井、床その他作業場内を常に清潔に保つこと。 (4) 作業場の採光、照明、換気及び通風を十分に行うとともに、必要に応じ、適切な温度及び湿度の管理を行うこと。 (5) 作業場の窓及び出入口を開放しないこととし、やむをえず開放する場

	<p>合は、じん埃、ねずみ、昆虫等の侵入を防止する措置を講じること。</p> <p>(6) 排水が良好に行われるようにするため、排水溝への廃棄物の流出を防ぎ、かつその清掃及び補修を行うこと。</p> <p>(7) 便所は、定期的に殺虫、清掃及び消毒をし、常に清潔を保つこと。</p> <p>(8) 施設内では動物を飼育しないこと。</p>
<p>3 機器の衛生管理</p>	<p>(1) 衛生保持のため、機械器具類は、その目的に応じて使用すること。</p> <p>(2) 機械器具類及びそれらの部品の洗浄に洗剤を使用する場合は、汚れ等の状態に応じ、適正な洗剤を適正な濃度で使用すること。</p> <p>(3) 機械器具類及びそれらの部品は、金属片、不潔異物、化学物質等の食品への混入を防止するため、洗浄及び消毒を行った上で、それぞれ所定の場所に衛生的に保管すること。</p> <p>(4) 機械器具類は、常に点検し、故障、破損等がある場合は速やかに補修し、常に適正に使用できるよう整備しておくこと。</p> <p>(5) 温度計、圧力計、流量計等の計器類及び滅菌、殺菌、除菌又は浄水に用いる装置は、定期的に機能を点検し、その結果を記録し、保存すること。</p> <p>(6) ふきん、包丁、まな板等は、熱湯、蒸気、薬剤等を用いた適切な方法で消毒し、乾燥させること。特に、食品に直接接触れる包丁、まな板等については、汚染の都度又は作業終了後に、洗浄消毒を十分に行うこと。</p> <p>(7) 洗剤、殺虫剤、殺菌剤等の食品へ混入した場合に人体に悪影響を与えるおそれのあるものは、使用、保管等の取扱いに十分注意するとともに、必要に応じ容器に内容物の名称を表示し、食品、添加物及び食器類と区別して保管する等食品への混入を防止すること。</p> <p>(8) 施設及び設備の清掃用器材は、使用の都度洗浄し、乾燥させ、専用の場所に保管すること。</p> <p>(9) 手洗設備は、手指の洗浄及び乾燥が適切にできるよう維持するとともに、水を十分供給し、手洗に適当な石けん及び消毒液を備え、常に使用できる状態にしておくこと。また、爪ブラシ、ペーパータオル等を備えるよう努めること。</p> <p>(10) 洗浄設備を常に清潔に保つこと。</p>
<p>4 ねずみ及び昆虫対策</p>	<p>(1) 施設及びその周辺の維持管理を適切に行い、常に良好な状態に保ち、ねずみ及び昆虫の繁殖場所を排除するとともに、窓、ドア、吸排気口の網戸、トラップ、排水溝の蓋等を設置し、ねずみ及び昆虫の施設内への侵入を防止すること。</p> <p>(2) ねずみ及び昆虫の駆除作業を年2回以上実施し、その記録を1年間保存するとともに、ねずみ又は昆虫の発生を認めたときには、食品に影響を及ぼさないよう直ちに駆除すること。</p> <p>(3) 殺虫剤等を使用する場合は、食品を汚染しないよう十分注意して取り扱うこと。</p> <p>(4) ねずみ又は昆虫による汚染を防止するため、原材料、製品、包装資材</p>

	等は容器に入れ、床又は壁から離して保管すること。また、開封したものについては、蓋付きの容器に入れる等の汚染防止対策を講じた上で保管すること。
5 廃棄物等の管理	<p>(1) 廃棄物の保管及びその廃棄の方法について、手順書を作成すること。</p> <p>(2) 廃棄物の容器は、他の容器と明確に区別できるようにすること。また、汚液及び悪臭が漏れないようにし、常に清潔を保つこと。</p> <p>(3) 廃棄物は、作業に支障のない限り、作業場に保管しないこと。</p> <p>(4) 廃棄物の保管場所は、周囲の環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理すること。</p> <p>(5) 廃棄物及び排水の処理を適正に行うこと。</p>
6 食品等の衛生管理	<p>(1) 原材料の仕入れに当たっては、品質、鮮度、表示等について衛生上の観点から点検し、その結果を記録し、保存するよう努めること。また、原材料に寄生虫、病原微生物、農薬、動物用医薬品、有毒物、腐敗物、変敗物又は異物を含むことが明らかな場合であって、通常の加工、調理等ではこれらが許容できる水準にまで死滅し、又は除去されないときは、当該原材料を受け入れないこと。</p> <p>(2) 原材料として使用する食品は、適切なものを選択し、必要に応じて前処理を行ったのち、加工に供するとともに、当該食品に適した状態及び方法で衛生的に保存すること。</p> <p>(3) 原材料として使用する食品は、冷蔵庫内及び冷蔵室内では、相互汚染が生じないように区分して保存すること。</p> <p>(4) 原材料の保存に当たっては、使用期限等に応じ適切な順序で使用されるよう配慮すること。特に生鮮食品等については、より配慮すること。</p> <p>(5) 食品は、水分活性、pH、微生物による汚染状況その他の特性、消費期限又は賞味期限、製造加工の方法、包装形態、生食用又は加熱加工用等の使用方法等に応じて冷蔵保存する等、製造、調理、保管、運搬、販売等の各過程において時間及び温度の管理に十分配慮して衛生的に取り扱うこと。</p> <p>(6) 食品間の相互汚染を防止するため、次に定める事項に配慮すること。</p> <p>ア 未加熱又は未加工の原材料は、加熱等をせずそのまま摂取される食品と区分して取り扱うこと。</p> <p>イ 製造、加工又は調理を行う区域へは、当該区域で作業を行う従事者以外の者が立ち入ることのないようにすること（ただし、当該従事者以外の者の立入りにより食品等の汚染のおそれがない場合は、この限りでない。）。また、当該区域へ立ち入る者は、必要に応じて、更衣室等を経由し、衛生的な作業着、履物への交換、手洗等を行うこと。</p> <p>ウ 食肉及び食用に供する内臓（以下「食肉等」という。）の未加熱食品を取り扱った設備、機械器具類等は、他の食品を取り扱う前に、必要な洗浄及び消毒を行うこと。</p> <p>(7) 食品の製造、加工又は調理において、病原微生物その他の微生物及び</p>

	<p>それらの毒素を，安全な量まで死滅させ，又は除去すること。</p> <p>(8) 食品衛生に特に影響がある冷却，加熱，乾燥，添加物の使用，真空調理，ガス置換包装等の工程の管理には，十分配慮すること。</p> <p>(9) 添加物を使用する場合は，正確に計量し，適正に使用すること。</p> <p>(10) 器具及び容器包装は，製品を汚染や損傷から保護し，適切な表示が行えるものを使用すること。また，再使用が可能な器具又は容器包装は，洗浄，消毒が容易なものをを用いること。</p> <p>(11) 加熱，洗浄等をせずに飲食に供する食品を取り扱う場合は，常に衛生的に保管又は陳列をするものとし，不潔な容器に入れ，又は不潔な包装をしないこと。</p>
7 給水の衛生管理	<p>(1) 作業場で使用する水は，飲用に適するとされたものであること。ただし，暖房用蒸気，防火用水等の食品製造に直接関係がない用途で使用する場合，冷却等の食品の安全に影響を及ぼさない工程において清浄海水等を使用する場合等において，食品に直接触れる水に混入しないようにこれらの水を使用するときは，この限りでない。</p> <p>(2) 水道水以外の水を使用する場合は，年1回以上（食品の冷凍又は冷蔵業，マーガリン又はショートニング製造業（もつぱらショートニング製造を行うものを除く。）又は食用油脂製造業にあつては，4月に1回以上）水質検査を行い，その成績書を次回の検査のときまで（取り扱う食品等の賞味期限を考慮した流通期間が1年以上である場合にあつては，当該期間）保存すること。ただし，不慮の災害等により水源等が汚染されたおそれがある場合は，その都度水質検査を行うこと。</p> <p>(3) (2)の水質検査の結果，水道水以外の水が飲用に適さないものとされた場合は，直ちに当該水道水以外の水の使用を中止するとともに，保健所長の指示を受け，適切な措置を講じること。</p> <p>(4) 水道水以外の水を使用する場合において，殺菌装置又は浄水装置を設置したときは，これらの装置が正常に作動していることを定期的を確認し，その結果を記録し，保存すること。</p> <p>(5) 貯水槽を使用する場合は，定期的に清掃し，常に清潔に保つこと。</p> <p>(6) 氷は，適切に管理された給水設備によって供給された飲用に適する水からつくるとともに，衛生的に取り扱い，貯蔵すること。</p> <p>(7) 使用した水を再利用する場合は，食品の安全性に影響しないよう必要な処理を行い，その工程を適切に管理すること。</p>
8 運搬	<p>(1) 食品の運搬に用いる車両，コンテナ等は，食品や容器包装を汚染しないものを用いるとともに，容易に洗浄及び消毒ができる構造のものを使用して常に清潔にし，補修等により適切な状態を維持すること。</p> <p>(2) 食品と食品以外の貨物を混載する場合は，食品以外の貨物からの汚染を防止するため，必要に応じ食品を適切な容器に入れる等食品以外の貨物と区分けすること。</p> <p>(3) 品目が異なる食品や食品以外の貨物の運搬に使用した車両又はコンテ</p>

	<p>ナを使用する場合は、効果的な方法により洗浄し、必要に応じ消毒を行うこと。</p> <p>(4) 原材料及び製品の運搬及び配達に当たっては、温度、湿度その他の状態の管理を適正に行うとともに、じん埃、有毒ガス等に汚染されないよう露出運搬をしない等、食品衛生上その取扱いに留意すること。</p> <p>(5) 原材料及び製品の運搬及び配達に当たっては、配送ルート等に留意し、配送時間が長時間に及ばないようにすること。</p> <p>(6) 弁当等にあつては、摂食予定時間を考慮した配送をする等、出荷時間が適切となるよう注意すること。</p>
9 記録の作成及び保存	<p>(1) 食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、取り扱う食品に係る仕入元、製造又は加工等の状態、出荷又は販売先その他必要な事項に関する記録を作成し、保存するよう努めること。</p> <p>(2) (1)の記録を作成した場合は、当該記録の保存期間は、取り扱う食品等の消費期限又は賞味期限等に応じて合理的な期間を設定すること。</p> <p>(3) 食中毒等の食品衛生上の危害の発生を防止するため、保健所長等から要請があつた場合には、当該記録を提出すること。</p>
10 管理運営要領の作成	<p>(1) 施設及び食品の取扱い等に係る衛生上の管理運営要領を作成し、従事者に周知徹底すること。</p> <p>(2) 定期的に製品検査やふき取り検査等を実施し、施設の衛生状態を確認することにより、(1)で作成した管理運営要領の効果を検証し、その結果に基づいて必要に応じその内容を見直すこと。</p>
11 情報の提供等	<p>(1) 消費者に対し、販売食品等についての安全性に関する情報提供に努めること。</p> <p>(2) 製造し、輸入し、加工し、又は調理した食品等に係る健康被害（その症状が当該食品等に起因し、又は起因すると疑われるものであると医師により診断された場合に限る。）に関する消費者からの情報及び法に違反する食品等に関する情報について、保健所長等に速やかに報告すること。</p>
12 従事者の衛生管理	<p>(1) 食品衛生上必要な健康状態の把握に留意して、従事者の健康診断を実施すること。</p> <p>(2) 食品を直接取り扱う従事者の腸内細菌検査を年1回以上実施するとともに、保健所長から指示があつたときには、従事者の検査を実施すること。</p> <p>(3) 従事者が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項に規定する一類感染症、同条第3項に規定する二類感染症又は同条第4項に規定する三類感染症の患者又は同条第10項に規定する無症状病原体保有者であることが判明した場合は、保菌していないことが判明するまでの間は、食品に直接接触する作業に従事させないこと。</p> <p>(4) 従事者が下痢等の感染性の疾病に伴う症状を呈している場合は、当該従事者に、営業者等へその旨を報告させるとともに、医師の診断を受け</p>

	<p>させ、食品に直接接触する作業に従事させないように努めること。</p> <p>(5) 従事者には、作業中は清潔な外衣、帽子、マスクを着用させ、作業場内では専用の履物を着用させるとともに、病原微生物等により汚染された区域にはそのまま立ち入らせないこと。また、指輪等の装飾品、腕時計、ヘアピン、安全ピン等を作業場内に持ち込ませないこと。</p> <p>(6) 従事者には、常に爪を短く切らせ、マニキュア等は付けさせないこと。また、作業前、用便直後及び生鮮食品又は汚染された材料等を取り扱った後は、手指の洗浄及び消毒を行わせること。</p> <p>(7) 従事者には、作業場において所定の場所以外で着替え、喫煙、放たん、食事その他の衛生上支障がある行為をさせないこと。また、従事者には、食品の取扱作業中に手又は食品を取り扱う器具で髪、鼻、口又は耳にふれること及び防護されていない食品上でくしゃみ又は咳をすることがないように努めさせること。</p> <p>(8) 従事者には、食肉等が直接接触する部分が繊維製品その他洗浄消毒することが困難な手袋を原則として使用させないこと。</p>
13 販売	<p>(1) 販売量を見込んだ仕入れを行う等、適正な販売を行うこと。</p> <p>(2) 食品等を直接日光にさらしたり、長時間不適切な温度で販売したりすることのないよう衛生管理に注意すること。</p>

2 特定の営業者に関する事項

営業者の区分	公衆衛生上講ずべき措置
3 屋台営業者	<p>(1) 市長が指定した種類の食品以外のものは提供しないこと。</p> <p>(2) (1)の食品のうち市長が認める食品以外のものは、提供する直前に十分加熱すること。</p> <p>(3) 下処理、調理、盛り付け、食器洗浄等の作業は、屋台内で行うこと。</p> <p>(4) 食肉類及び魚介類をさばくときは、これらを衛生的に処理することができる施設で行うものとし、屋台では行わないこと。</p>

【施設基準関係（食品衛生法第51条関係）】

福岡県食品衛生法施行条例（平成12年福岡県条例第17号）

（管理運営の基準）

第二条 管理運営の基準は、別表第一のとおりとする。ただし、この基準により難しい場合であつて、かつ、知事が特に公衆衛生上支障がないと認めるものにあつては、当該基準を緩和することができる。

（営業施設の基準）

第三条 営業施設の基準のうち各業種に共通するものについては別表第二、それ以外

のものについては別表第三のとおりとする。

2 前条ただし書の規定は、前項の基準について準用する。

特殊形態営業に関する取扱要領（平成元年全部改正・福岡県食品衛生法施行条例第3条第2項関係）

第2 定義

(2) ろ店営業

ア 二輪又は四輪等軽車両（道路運送車両法第2条第4項に規定する軽車両をいう。）に営業設備を設けた屋台を据え、営業場所を移動する営業（流し屋台）

イ 前記アの屋台を一定場所に定置し、営業終了とともに撤去する営業（定置屋台）。

第3 許可対象業種及び取扱食品

許可対象業種及び取扱食品は次表のとおりとする。

営業形態	許可対象業種	取扱食品
(略)		
<u>ろ店営業</u> 仮設営業 臨時営業	<u>飲食店営業</u>	<u>簡易な調理加工により提供できる食品で、供食前十分に加熱されたもの</u>
(略)		

別表第2

施設基準

第二 ろ店営業、仮設営業及び臨時営業

1 共通基準

(1) 構造設備及び取扱設備

ア 営業施設は清潔な場所に位置すること。

イ 衛生的に作業できる広さと構造のものであること。

ウ 風雨を防ぐことのできる構造で、清掃しやすく十分な明るさを保つ構造又は設備が設けてあること。

エ 器具及び容器包装の衛生的な保管設備が設けてあること。

オ 消毒薬を備えた流水式手洗い設備が設けてあること。

カ 解凍又は腐敗しやすい原材料及び食品等を取り扱う場合は、衛生的な冷凍又は冷蔵設備を設け、温度計を備えること。

キ 器具類の洗浄を行うため、十分な容量の容器が二個以上備えてあること。

ク 器具類は、衛生的な材質及び構造のものであること。

ケ 十分な枚数の清潔なふきんが備えてあること。

(2) 給水及び汚物処理

ア 飲用に適した水が相当量貯水できる有がい（蓋）で衛生的な容器があること。

イ 耐水性で有がい（蓋）の廃棄物容器が備えてあること。

【参考】

福岡市屋台指導要綱（平成12年告示第119号）

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 道路における屋台営業
 - 第1節 占用許可（第5条—第13条）
 - 第2節 屋台の再配置（第14条—第17条）
 - 第3節 道路に関する工事等による屋台の移転等（第18条—第20条）
- 第3章 公園における屋台営業
 - 第1節 行為許可（第21条—第25条）
 - 第2節 公園に関する工事等による屋台営業の中止等（第26条）
- 第4章 是正措置
 - 第1節 指導及び処分等
 - 第1款 道路における屋台営業に対する措置（第27条—第32条）
 - 第2款 公園における屋台営業に対する措置（第33条）
 - 第2節 弁明の機会の付与等（第34条）
- 第5章 雑則（第35条—第41条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、道路、公園等公共の場所における屋台営業に関し、本市が行う行政指導その他の施策に関し必要な事項を定めることにより、安全で快適な歩行者空間及び良好な公衆衛生の確保を図るとともに、屋台が利用者に親しまれ、市民生活と調和したものとなるように誘導することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 屋台 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第4項に規定する軽車両に屋台営業のための設備を備え付けたものをいう。
- (2) 屋台営業 屋台を一定の時間一定の場所に設置して行う飲食店営業をいう。
- (3) 屋台営業者 営業許可を受けて屋台営業を行う者をいう。
- (4) 道路 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路で市が管理するものをいう。
- (5) 公園 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園で市が管理するものをいう。
- (6) 公共の場所 道路、公園その他市が管理し、公共の用に供する場所をいう。
- (7) 営業許可 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の規定による屋台営業の許可をいう。
- (8) 占用許可 道路法第32条第1項又は第3項の規定による道路の占用の許可をいう。

- (9) 使用許可 道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第1項の規定による道路の使用の許可をいう。
- (10) 行為許可 福岡市公園条例（昭和33年福岡市条例第18号）第4条第1項の規定による公園における行為の許可をいう。

（市長の責務）

第3条 市長は、この要綱の目的を達成するため、関係法令及びこの要綱（以下「関係法令等」という。）に基づき、屋台営業者の指導監督に努めるとともに、屋台営業の適正化のために必要な施策を総合的に実施するものとする。

（屋台営業者の遵守事項）

第4条 市長が屋台営業者の指導監督を行うに当たり、当該屋台営業者に遵守を求める事項（以下「遵守事項」という。）は、別表第1に掲げるとおりとする。

第2章 道路における屋台営業

第1節 占用許可

（占用許可）

第5条 道路において屋台営業を行う屋台営業者は、道路法の規定に従い占用許可を受けなければならない。

2 占用許可の申請は、次の各号に掲げる書類を提出して行わなければならない。

- (1) 福岡市道路占用規則（昭和31年福岡市規則第31号。以下「道路占用規則」という。）第2条第1項及び第3項に規定する道路占用許可申請書及び添付書類
- (2) 関係法令等及び占用許可の条件を遵守する旨の誓約書
- (3) 第35条第2項の規定により交付を受けた講習会受講証の写し
- (4) 占用予定場所の背後地の所有者の承諾書（背後地を屋台の設置場所として利用する場合、屋台を移転する場合等で市長が必要と認めるときに限る。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、次に掲げる要件を満たしていると認める場合に限り、占用許可を与えるものとする。

- (1) 道路の占用が別表第2に掲げる占用許可の基準に適合し、歩行者等の通行及び道路の見通し並びに道路構造の保全上支障がないこと。
- (2) 屋台営業者が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員
 - イ 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

（占用許可の条件）

第6条 市長は、屋台営業者に対して占用許可を与えるときは、遵守事項のうち必要なもの及び道路の管理上必要な事項を条件として付すものとする。

（占用許可の期間等）

第7条 占用許可の期間は、1年以内とする。

2 占用許可を受けた屋台営業者が占用許可の期間の満了後引き続き道路において屋台営業を行

おうとするときは、道路占用規則第4条の規定にかかわらず、新たに占用許可を受けなければならない。

(占用料の納入)

第8条 占用許可を受けた屋台営業者は、福岡市道路占用料徴収条例(昭和28年福岡市条例第44号)の規定に従い占用料を納入しなければならない。

(道路占用許可書)

第9条 市長は、屋台営業者に対して占用許可を与えたときは、道路占用規則第3条に規定する道路占用許可書を交付する。

2 占用許可を受けた屋台営業者は、道路占用許可書を屋台内の見やすい場所に掲示しなければならない。

(届出事項)

第10条 占用許可を受けた屋台営業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所若しくは氏名、連絡先又は屋台の名称を変更したとき。
- (2) 屋台営業を長期にわたり休止し、又は廃止するとき。

(権利義務の承継)

第11条 屋台営業者の占用許可に係る権利義務は、承継できないものとする。ただし、占用許可を受けた屋台営業者が死亡し、又は長期療養その他やむを得ない事由により屋台営業を継続することが困難である場合において、屋台営業による収入により主たる生計を立てている者(原則として当該屋台営業者の配偶者又は直系血族の子である相続人に限る。)が自ら屋台営業を行うときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により屋台営業者の占用許可に係る権利義務を承継しようとする者は、市長に申請してその許可を受けなければならない。

3 前項の許可の申請は、次の各号に掲げる書類を提出して行わなければならない。

- (1) 第5条第2項各号に掲げる書類
- (2) 承継の事由及び第1項ただし書の規定に該当する者であることを証する書類

4 市長は、第2項の許可を受けようとする者が第5条第3項第2号ア及びイのいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。

5 市長は、第2項の許可をするときは、あらかじめ当該屋台に係る使用許可をした警察署長と協議を行うものとする。

6 屋台営業者の占用許可に係る権利義務を承継した者(以下「承継人」という。)の占用許可の期間は、当該屋台営業者が受けていた占用許可の期間の残期間とする。

7 前条の規定は、承継人について準用する。この場合において、同条中「占用許可を受けた屋台営業者」とあるのは、「承継人」と読み替えるものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第12条 占用許可を受けた屋台営業者は、占用許可に係る権利を他人に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

(占有許可の申請の指導)

第13条 市長は、営業許可及び使用許可を受けた屋台営業者が占有許可を受けることなく道路において屋台営業を行っている場合は、当該屋台営業者に対し、占有許可の申請を行うよう指導するものとする。

第2節 屋台の再配置

(屋台の区分)

第14条 市長は、この要綱の告示の際現に営業許可及び使用許可を受けて道路において屋台営業を行っている屋台を、別表第2 2 占有許可の場所に掲げる基準に適合する屋台及び当該基準に適合しない屋台（以下「再配置対象屋台」という。）とに区分し、この節に定める措置を実施するものとする。

2 市長は、前項の規定により屋台を区分したときは、その旨を書面により当該屋台の屋台営業者に通知するものとする。

(屋台の再配置)

第15条 市長は、再配置対象屋台について、屋台の移転、道路の部分改修等の措置を講じることにより、屋台の再配置（再配置対象屋台が前条第1項に規定する基準に適合するように行う措置をいう。以下同じ。）を行うものとする。

2 市長は、屋台の再配置を円滑かつ効果的に行うため、再配置対象屋台ごとに屋台の再配置の場所、方法、期限等について定めた計画（以下「屋台再配置計画」という。）を平成13年3月31日までに作成するものとする。

3 市長は、屋台再配置計画の作成に当たっては、移動飲食業組合又は当該再配置対象屋台の屋台営業者及び警察等と協議を行い、合意の形成に努めるものとする。

4 市長は、屋台再配置計画について見直しの必要が生じたときは、これを変更することができる。

(屋台の再配置の通知等)

第16条 市長は、再配置対象屋台の屋台営業者に対し、屋台の再配置の期限の1月前までに、屋台再配置計画に定めた事項及び屋台の再配置のために必要な手続について通知するものとする。

(再配置対象屋台の占有許可の特例)

第17条 市長は、再配置対象屋台の屋台営業者からの占有許可の申請が、次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条第3項の規定にかかわらず、占有許可を与えるものとする。

(1) 平成13年3月31日までの占有に係る申請で、当該申請を行う屋台営業者が、屋台の再配置についての協議に応じる旨の意思を表示したとき。

(2) 平成13年4月1日以降の占有に係る申請で、当該申請を行う屋台営業者が、屋台再配置計画に同意したとき。

(3) その他市長が特に必要があると認めるとき。

2 前項第2号に該当する場合の占有許可の期間は、当該屋台再配置計画に定める屋台の再配置の期限までとする。

3 再配置対象屋台のうち占有許可を受けないもの及び屋台の再配置の期限までに移転しないものについては、第32条に定めるところによる。

第3節 道路に関する工事等による屋台の移転等

(道路に関する工事による屋台の移転)

第18条 市長は、屋台営業が道路に関する工事の支障になると認める場合は、道路法第71条第2項の規定に基づき、当該屋台営業者に対し、期限を定めて屋台の移転を命じるものとする。ただし、当該工事が道路の安全を確保するために緊急を要する場合は、直ちに屋台の移転を命じることがある。

2 屋台営業者は、前項の規定により屋台の移転を命じられたときは、自ら移転場所を選定し、移転場所における占用許可の申請等の必要な手続を経たうえで屋台を移転しなければならない。

3 屋台営業者は、道路に関する工事による屋台の移転に関して、損失の補償を求めることはできない。

(道路における緊急措置による屋台の移転等)

第19条 市長は、屋台営業が道路の安全を確保するために緊急に講じる措置の支障になると認める場合は、道路法第71条第2項の規定に基づき、当該屋台営業者に対し、屋台の移転又は屋台営業の一時停止を命じることがある。

(道路における公共工事等による屋台の移転等)

第20条 市長は、道路における公共工事又は電気、ガス等の公益事業に関する工事（以下「公共工事等」という。）の施行者に対し、屋台営業が公共工事等の支障になる場合には、当該屋台の移転等について屋台営業者との協議、関係機関との調整等の必要な対応を行うよう指導するものとする。

2 屋台営業者は、公共工事等の施行者から前項の協議を求められたときは、これに誠実に応じるとともに、公共工事等の施行に協力しなければならない。

第3章 公園における屋台営業

第1節 行為許可

(行為許可)

第21条 公園において屋台営業を行う屋台営業者は、福岡市公園条例の規定に従い行為許可を受けなければならない。

2 行為許可の申請は、次の各号に掲げる書類を提出して行わなければならない。

(1) 福岡市公園条例施行規則（昭和33年福岡市規則第21号）第3条に規定する申請書

(2) 関係法令等及び行為許可の条件を遵守する旨の誓約書

(3) 第35条第2項の規定により交付を受けた講習会受講証の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、次に掲げる要件を満たしていると認める場合に限り、行為許可を与えるものとする。

(1) 公園における屋台営業が別表第3に掲げる行為許可の基準に適合し、公衆の公園の利用及び公園の保全上支障がないこと。

(2) 屋台営業者が第5条第3項第2号ア及びイのいずれにも該当しないこと。

(行為許可の条件)

第22条 市長は、屋台営業者に対して行為許可を与えるときは、遵守事項のうち必要なもの及び

公園の管理上必要な事項を条件として付すものとする。

(行為許可の期間)

第23条 行為許可の期間は、3月以内とする。

(公園使用料の納入)

第24条 行為許可を受けた屋台営業者は、福岡市公園条例第6条の2の規定に従い公園使用料を納入しなければならない。

(届出事項等)

第25条 第10条から第12条まで(第11条第5項を除く。)の規定は、行為許可を受けた屋台営業者について準用する。この場合において、これらの規定中「占用許可」とあるのは「行為許可」と、第11条第3項第1号中「第5条第2項各号」とあるのは「第21条第2項各号」とそれぞれ読み替えるものとする。

第2節 公園に関する工事等による屋台営業の中止等

(公園に関する工事等による屋台営業の中止等)

第26条 第18条から第20条まで(第18条第2項を除く。)の規定は、公園に関する工事等による屋台営業の中止等について準用する。この場合において、これらの規定中「道路」とあるのは「公園」と、「道路法第71条第2項」とあるのは「福岡市公園条例第22条第2項」と、「屋台の移転」とあるのは「屋台営業の中止」とそれぞれ読み替えるものとする。

第4章 是正措置

第1節 指導及び処分等

第1款 道路における屋台営業に対する措置

(違反行為に対する指導)

第27条 市長は、道路において屋台営業を行う屋台営業者が関係法令等に違反していると認める場合は、当該屋台営業者に対し、違反行為の態様、違反の程度、過去の指導状況等に応じて、市長が別に定める基準に従い、口頭、注意書又は警告書により指導を行うものとする。

(占用許可の効力の停止)

第28条 市長は、道路において屋台営業を行う屋台営業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、道路法第71条第1項の規定に基づき、当該屋台営業者に対する占用許可の効力を停止するものとする。

- (1) 警告書による指導を1年間に3回受けたとき。
- (2) 営業許可又は使用許可の停止処分を受けたとき。

(緊急時における占用許可の効力の停止等)

第29条 市長は、道路において屋台営業を行う屋台営業者が関係法令等に違反し、歩行者等の安全な通行を著しく妨げていると認める場合は、道路法第71条第1項の規定に基づき、当該屋台営業者に対する占用許可の効力を停止することができる。

2 前項の場合において、市長は、当該屋台営業者に対し、歩行者等の安全な通行を確保するため

に必要な措置を講じるよう命じることができる。

- 3 市長は、前項の措置が講じられたと認める場合は、第1項の規定による占有許可の効力の停止を解除するものとする。

(占有許可の取消し)

第30条 市長は、道路において屋台営業を行う屋台営業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、道路法第71条第1項の規定に基づき、当該屋台営業者に対する占有許可を取り消すものとする。

- (1) 第28条又は前条第1項の規定による占有許可の効力の停止を受けた後1年以内に再び占有許可の効力の停止事由に該当する行為を行ったとき。
- (2) 前条第2項の規定による市長の命令に従わなかったとき。
- (3) 営業許可又は使用許可の取消処分を受けたとき。
- (4) 第5条第3項第2号ア及びイのいずれかに該当するに至ったとき。

(所轄警察署長からの意見聴取)

第31条 市長は、第28条、第29条第1項又は前条の規定により占有許可の効力を停止し、又は取り消そうとする場合には、あらかじめ当該屋台に係る使用許可をした警察署長から意見を聴取するものとする。

(除却命令)

第32条 市長は、道路において屋台営業を行う屋台営業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、道路法第71条第1項の規定に基づき、屋台の除却を命じるものとする。

- (1) 占有許可を受けることなく屋台営業を行っているとき。
- (2) 再配置対象屋台を屋台の再配置の期限までに移転しないとき。
- (3) 第18条第1項の規定による市長の命令に従わなかったとき。

第2款 公園における屋台営業に対する措置

(公園における屋台営業に対する措置)

第33条 第27条から第30条まで及び前条の規定は、公園における屋台営業に対する措置について準用する。この場合において、これらの規定中「道路」とあるのは「公園」と、「道路法第71条第1項」とあるのは「福岡市公園条例第22条第1項」と、「占有許可」とあるのは「行為許可」と、「営業許可又は使用許可」とあるのは「営業許可」と、第29条第1項中「歩行者等の安全な通行を著しく妨げている」とあるのは「公衆の公園の利用又は公園の保全に著しい支障が生じている」と、同条第2項中「歩行者等」とあるのは「公衆」と、「通行」とあるのは「公園の利用」と、第32条中「除却」とあるのは「退去」とそれぞれ読み替えるものとする。

第2節 弁明の機会の付与等

(弁明の機会の付与等)

第34条 市長は、屋台営業者に対し、次の各号に掲げる処分をしようとする場合には、行政手続法(平成5年法律第88号)又は福岡市行政手続条例(平成7年福岡市条例第56号)の規定に基づき、弁明の機会の付与の手続を執らなければならない。

- (1) 第18条第1項の規定による屋台の移転命令

- (2) 第26条において読み替えて準用する第18条第1項の規定による屋台営業の中止命令
 - (3) 第28条の規定による占用許可の効力の停止
 - (4) 前条において読み替えて準用する第28条の規定による行為許可の効力の停止
- 2 市長は、屋台営業者に対し、次の各号に掲げる処分をしようとする場合には、行政手続法又は福岡市行政手続条例の規定に基づき、聴聞の手続を執らなければならない。
- (1) 第30条の規定による占用許可の取消し
 - (2) 前条において読み替えて準用する第30条の規定による行為許可の取消し
 - (3) 第32条の規定による屋台の除却命令
 - (4) 前条において読み替えて準用する第32条の規定による屋台の退去命令

第5章 雑則

(講習会の開催)

- 第35条 市長は、屋台営業者を対象として、屋台営業に関し必要な知識を習得させること等を目的とする講習会を年1回開催するものとする。
- 2 市長は、講習会の受講者に対し、講習会受講証を交付する。
- 3 前2項に定めるもののほか、講習会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(移動飲食業組合への加入等)

- 第36条 屋台営業者は、一定数以上の屋台営業者により構成される移動飲食業組合に加入するよう努めなければならない。
- 2 移動飲食業組合は、組合員相互の協力により、屋台営業者が関係法令等を遵守し、適正な屋台営業を行うよう努めなければならない。

(立入調査)

- 第37条 市長は、この要綱に定める措置及び施策を実施するため必要があると認めるときは、職員に屋台に立ち入り、営業状況、設備等を調査させ、又は屋台営業者等に質問し、必要な指導等をさせることができる。
- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その資格を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(屋台モニター事業)

- 第38条 市長は、市民参加による屋台営業の適正化を推進するため、屋台モニター事業を実施するものとする。
- 2 屋台モニターは、市長に対し、屋台営業の状況等に関する意見を述べるものとする。
- 3 市長は、屋台モニターの意見を参考として、屋台営業者に対する適正な指導に努めるものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、屋台モニター事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(優良屋台指定事業の推進)

- 第39条 市長は、利用者が屋台を安心して利用できるよう、移動飲食業組合が推進する優良屋台指定事業を支援するものとする。

(国との連携等)

第40条 市長は、国が管理する道路における屋台営業については、この要綱の目的に沿った指導監督及び措置がなされるよう、国との連携に努めるものとする。

2 市長は、この要綱に定める措置及び施策の実施に伴い問題が生じた場合で、特に必要と認めるときは、市民及び関係機関等の意見を広く聴き、その解決に努めるものとする。

(規定外の事項)

第41条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱中第1章、第14条及び第35条の規定は告示の日から、その他の規定は平成12年7月1日から施行する。

(施行日前における占用許可及び行為許可)

2 平成12年6月1日以降は、この要綱の施行の前日においても、この要綱の施行の日以降の期間に係る道路又は公園における屋台営業について、第5条若しくは第17条又は第21条の規定により占用許可又は行為許可をし、及び占用料又は公園使用料を徴収することができる。

附 則 (平成23年3月17日告示93号)

この要綱は、告示の日から施行する。

別表第1 屋台営業者に遵守を求める事項

第1 屋台の規格等

1 屋台の規格

屋台の規格は、客席、調理場及び器材置場並びに囲いを含めて、縦(歩道にあっては縦断方向)3.0メートル以内、横(歩道にあっては横断方向)2.5メートル以内とすること。

2 屋台の構造

屋台の構造は、容易に移動することができるものとする。

3 屋台の設備等

(1) 上下水道の設備の整備に努めること。

(2) 電気及び上下水道の設備を適正に維持管理し、その使用に当たっては、歩行者等の安全な通行を妨げないこと。

(3) 屋台の利用者等が利用するトイレの確保に自ら努めるとともに、屋台周辺における公衆トイレの整備に協力すること。

4 屋台の外観

屋台の外観は、清潔に保つこと。

第2 屋台営業時

1 屋台営業

(1) 屋台営業は、屋台営業者が自ら行うこと。

(2) 屋台営業に当たっては、安全な歩行者空間の確保及び適正な公園利用に配慮すること。

2 屋台営業の時間

屋台営業の時間は、原則として、屋台の設置及び撤去の時間を含めて、午後6時から翌日

の午前4時までとすること。

3 料金の明示

- (1) 飲食料金を利用者の見やすい場所に明示すること。
- (2) 当日の原材料の価格によって料金を変更する品目については当日の料金を、複数の料金体系がある品目についてはそれぞれの料金を明示すること。

4 食品の取扱い

- (1) 市長が指定した種類の食品以外のものは提供しないこと。
- (2) (1)の食品のうち市長が認めるもの以外は、提供する直前に十分に加熱して提供すること。

5 調理作業等

- (1) 下処理、調理、盛り付け、食器洗浄等の作業は、屋台内で行うこと。
- (2) 食肉類及び魚介類をさばくときは、これらを衛生的に処理することができる施設で行うものとし、屋台では行わないこと。

6 食品衛生上の遵守事項

食品衛生に関し市長が別に定める事項を遵守すること。

7 営業時の禁止行為

- (1) 屋台及び器材等により歩行者等の通行や視覚障害者用ブロックの使用を妨げないこと。
- (2) 公共の場所に食材、器材、車両等を放置しないこと。

第3 屋台営業の終了後

1 屋台営業の終了後の措置等

- (1) 屋台の設置場所及びその周辺は清掃を行い、公共の場所及び背後地を汚損しないこと。
- (2) 屋台及び器材等を公共の場所に放置しないこと。

2 廃棄物等の処理

- (1) ごみ、廃油等を公共の場所に廃棄しないこと。
- (2) ごみ、廃油等は事業系ごみとして自らの責任で適正に処理し、家庭系ごみとして処理しないこと。
- (3) 汚水は油脂分を除却したうえで処理し、除却した油脂分及び天ぷら等の廃油は、専門業者に引取りを依頼する等により適正に処理すること。

3 屋台の保管

屋台は、公共の場所に放置することなく、適正な場所で保管すること。

別表第2 占用許可の基準

1 占用許可の対象者

この要綱の施行の際現に営業許可及び使用許可を受けて道路において屋台営業を行っている者であること。

2 占用許可の場所

歩道と車道が区分された道路の歩道上で、次の各号のいずれにも適合する場所であること。

- (1) 原則として、住居系用途地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条第1号から第7号までに規定する地域をいう。）でなく、かつ、背後地が住居でないこと。
- (2) 屋台設置後の歩道の有効幅員が2メートル以上確保されること。
- (3) 視覚障害者用ブロックが設置されている歩道にあっては、当該ブロックから0.6メートル

ル以上離れていること。

別表第3 行為許可の基準

1 行為許可の対象者

次の各号のいずれかに該当する者であること。

- (1) この要綱の施行の際現に行為許可を受けて公園において屋台営業を行っている者であること。
- (2) 別表第2 1 占用許可の対象者に掲げる基準に該当する者で、本市が施行する公共事業その他市長が認める事由により、道路において屋台営業を継続することが困難となった者であること。

2 行為許可の場所

市長が行為許可の対象者ごとに指定する公園及び場所で、次の各号のいずれにも適合する場所であること。

- (1) 公衆の公園の利用に支障とならないこと。
- (2) 公園以外に屋台営業を行う適当な場所がないこと。
- (3) 公園の周辺の居住者等の迷惑とならないこと。
- (4) 公園の種別、位置、面積及び利用状況からみて適当と認められるものであること。

3 行為許可の対象行為

次の各号のいずれにも適合する行為であること。

- (1) 必要やむを得ない事由に基づく屋台営業であること。
- (2) 公園という公共施設で行われる行為として許容できるものであること。
- (3) はり紙、はり札その他の広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置しないこと。
- (4) 過去において公園管理上の指示に従わなかった等、市長の指示に従わないおそれがあると認められないこと。
- (5) その他公園の管理上支障とならないこと。